

「米子市団体営土地改良事業補助金とは？」

(概要) 土地改良事業を施行する事業主体者に対して、補助金を交付します。

※事業主体者は、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合など知事の指定する団体その他の者に限られます。

(主な事例) 農道や農業用水路等の改良・改修

① 事前確認と調整

- ・市と当該補助金の妥当性について確認し調整してください。
- ・市のほかに、鳥取県土地改良事業補助金(以下「県補助金」という。)の事業主体である鳥取県農林局地域整備課と協議して、県補助金に該当するのか確認し調整してください。

② 要望書の提出

- ・「土地改良事業要望書」の必要事項に記載して、市に提出してください。審査後、「土地改良要望書について(回答)」があります。

③ 計画資料の作成

- ・次年度の予算要求に関する資料の提供をメールなどで依頼しますので、概算及び計画資料を市に提出してください。
- ・あわせて県補助金の交付申請をする場合は、整合する内容を記入してください。

④ 補助金交付申請書の提出

- ・「団体営土地改良事業補助金交付の割当内示について」の通知がありましたら、速やかに「団体営土地改良事業補助金交付申請書」を提出してください。
- ・あわせて県補助金の交付申請をする場合は、整合する内容を記入してください。

⑤ 交付決定の通知

- ・「団体営土地改良事業補助金交付決定通知書」の通知があります。

⑥ 工事の実施

- ・工事に着手したとき、速やかに「補助事業等着手届出書」を提出してください。
- ・交付決定後に工事着手してください。やむを得ない理由がある場合は、「交付決定前着工届出書」を提出してください。
- ・毎月の進捗及び決算見込み(11月頃)を市に報告してください。あわせて県補助金の交付申請をしている場合は、県に報告してください(市には報告不要)。
- ・決算見込みにおいて繰越明許がある場合、繰越明許費に関する資料の提供をメールなどで依頼しますので、速やかに資料を提供してください。あわせて県補助金を交付申請している場合は、県補助金の繰越明許費と整合する内容の資料を提供してください。(1月頃)

⑦ 事業変更承認の申請 ※変更の必要がある場合のみ

- ・市と協議し事業変更の必要がある場合、変更内容についての資料を整えて、速やかに市に協議してください。
- ・「団体営土地改良事業補助金交付の変更割当内示について」の通知がありますので、速やかに「団体営土地改良事業変更(中止・廃止)承認申請書」を提出してください。

⑧ 工事の完了

- ・工事が完了したとき、直ちに「補助事業等完了届出書」を提出してください。
- ・補助金を請求するにあたり、「団体営土地改良事業実績報告書」を提出してください。内容審査し補助金額を確定します。
※提出期限: 工事完了日(検査日)から15日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

⑨ 完成した土地改良施設の地元利用と良好な維持管理

- ・「団体営土地改良事業補助金交付に関する検査資料について」の通知がありますので、速やかに検査資料を提出してください。
- ・事業完了後、営農状況や良好に維持管理されているのかなど市が事後調査を行います。

